

情報端末を用いた家庭学習には、各ご家庭にインターネット環境が必要になります。これに対し、ご家庭にインターネット環境が無い世帯は、申請を以て上里町教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けることができます。

### 1. 貸与を受けられる世帯

上里町に住所を有し、上里町立の小・中学校に在籍している児童生徒が属する世帯で、且つ家庭内にインターネット環境（Wi-Fi 環境）が整備されていない世帯。

（1つの世帯に対し児童生徒の人数に関わりなく貸与する機器は1台とします。）

### 2. 貸与機器等

- ・モバイルルーター機器本体
- ・充電用アダプタ、USB ケーブル
- ・取扱説明書一式

#### 【注意】

通信に必要な SIM カードは付属していません。各ご家庭で別途通信契約が必要になります。また、通信契約及び通信に要する費用は全て個人負担となります。

### 3. 申請手続き

- ① 『家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書』に必要事項を記入し、教育委員会学校教育課に提出。  
（申請書は上里町 HP か役場庁舎 3F の学校教育課窓口にあります。）

↓

- ② 申請内容を教育委員会にて審査し、貸与の可否を決定。後日、教育委員会より結果の通知書を送付。

↓

- ③ 貸与が可能な場合、送付された貸与決定通知書を学校教育課窓口持参し、窓口にて貸与機器一式を受け取る。

### 4. 注意事項

- ・ 申請期間は毎年度4月末日までとします。  
（貸与可能台数に応じて随時受付が可能な場合があります。詳しくは学校教育課までご確認ください。）
- ・ 機器の貸与期間は申請日に関わりなく年度末3月末日までとなります。次年度も継続して貸与を希望される場合は、再度申請が必要となります。
- ・ 貸与された機器を故意又は重大な過失によって故障、破損、紛失した場合、機器を弁償していただく場合があります。
- ・ 貸与された機器を用いて生じたトラブルについて、教育委員会の責に帰する事由以外は全て個人の責任となります。また、通信契約及び通信費用に関するトラブルについても、教育委員会は一切関与いたしません。

その他、モバイルルーター貸与に関するお問い合わせは  
上里町教育委員会 学校教育課  
TEL 0495-35-1246（直通）まで

## 上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱

令和3年7月21日 上里町教育委員会告示第8号

### (目的)

第1条 この要綱は、町立小中学校の臨時休業等のオンライン学習に備え、インターネットを利用した自宅での家庭学習を円滑に進めるにあたり、Wi-Fi環境を持たない児童生徒に対し、モバイルルーター機器（以下「機器」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸与対象者)

第2条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、上里町立の小学校又は中学校に在籍し、家庭にWi-Fi環境が整備されていない児童生徒とする。

### (貸与機器)

第3条 貸与する機器は別表のとおりとする。

### (貸与の申請)

第4条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習用モバイルルーター機器貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を上里町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 申請者は、原則として対象者の保護者とする。

### (貸与の決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定（却下）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

### (遵守事項)

第6条 前条で決定を受けた申請者及び対象者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 貸与された機器は、付属品も含め適切に使用し、良好な状態で管理すること。
- (2) 家庭学習以外の目的で機器を使用しないこと。
- (3) 利用者以外の者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (4) 故意又は重大な過失等により、機器を紛失し、破損し、又は故障させたときは、その補填に要する費用を負担すること。

### (貸与の期間及び台数)

第7条 機器の貸与期間は、第5条の貸与の決定をした日から当該日の属する年度の3月末日（以下「貸与期間満了日」という。）までとする。ただし、該当日が土曜、日曜又は祝日の場合は、該当日前の平日を貸与期間満了日とする。

2 貸与する機器の台数は、対象者の人数にかかわらず対象者が属する世帯につき1台までとする。

2 利用者は、貸与された機器を紛失、破損、又は故障させたときは、貸与機器等紛失（破損）等報告書（様式第5号）を提出するものとする。この場合において、その事由に至った原因が利用者の故意又は重大な過失によるものであるときは、併せて利用者の負担をもって原状に回復し、又は現品を以て弁償しなければならない。

（その他）

第15条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるものとする。

別表

機器	数量
モバイルルーター	1台
バッテリー	1個
取扱説明書一式	1式
USBケーブル	1本
ACアダプタ	1個

附則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第2号 (第5条関係)

学教第 号  
年 月 日

様

上里町教育委員会 教育長 印

家庭学習用モバイルルーター機器貸与決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました家庭学習用モバイルルーター機器の貸与について、  
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

利用を許可します。

(1) 対象者

氏名	学校	学年
	学校	
	学校	
	学校	

(2) 貸与期間

年 月 日 ~ 年 3月 日

(3) 管理番号

※次年度も継続して貸与を希望する場合、管理番号が必要になります。

管理番号を控えるか、本通知を大切に保管していただくようお願いいたします。

申請を却下します。

(理由)

